○農林水産省告示第　　号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

生産条件不利補正対象農産物の種類	規格
麦～菜種	（略）

備考

一　この表において「パン・中華麺用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。

イ　銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、セトデュールＲ五、せとのほほえみ、たつきらり、ダブル八号、タマイズミ、ちくしＷ二号、ちくし春香、つるきち、長崎Ｗ二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ほしみらい、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。

ロ　（略）

二～九　（略）

二　（略）

別表第一　小麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道～山形県	（略）	（略）
福島県	（削る）	（削る）
	きぬあずま（※）～ゆきちから	（略）

改正前

一　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。

生産条件不利補正対象農産物の種類	規格
麦～菜種	（略）

備考

一　この表において「パン・中華麺用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。

イ　銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、セトデュールＲ五、ダブル八号、タマイズミ、ちくしＷ二号、ちくし春香、つるきち、長崎Ｗ二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。

ロ　（略）

二～九　（略）

二　（略）

別表第一　小麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道～山形県	（略）	（略）
福島県	アブクマワセ	日本麺の製造用
	きぬあずま（※）～ゆきちから	（略）

茨城県	（略）	（略）	（略）
栃木県	イワイノダイチ（※）～農林六一号	（略）	パン又は中華麺の製造用
	タマイズミ	（削る）	
	ゆめかおり	（略）	（略）
群馬県～三重県	（略）	（略）	（略）
滋賀県	シロガネコムギ～さちかおり	（略）	パン又は中華麺の製造用
	せとのほほえみ		
	ニシノカオリ～ゆめちから（※※）	（略）	（略）
京都府	（略）	（略）	（略）
兵庫県	シロガネコムギ～セトデュールＲ五	（略）	醸造用
	たつきらり		
	ほしみらい		パン又は中華麺の製造用
	ミナミノカオリ・ゆめちから（※※）	（略）	
奈良県～熊本県	（略）	（略）	（略）
大分県	チクゴイズミ（※）・はるみずき	（略）	（略）
	（削る）	（削る）	（略）
宮崎県・鹿児島県	（略）	（略）	（略）

備考

一　（略）

（削る）

茨城県	（略）	（略）	（略）
栃木県	イワイノダイチ（※）～農林六一号	（略）	パン又は中華麺の製造用
	タマイズミ	（略）	醸造用
	ゆめかおり	（略）	（略）
群馬県～三重県	（略）	（略）	（略）
滋賀県	シロガネコムギ～さちかおり	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）
	ニシノカオリ～ゆめちから（※※）	（略）	（略）
京都府	（略）	（略）	（略）
兵庫県	シロガネコムギ～セトデュールＲ五	（略）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	ミナミノカオリ・ゆめちから（※※）	（略）	（略）
奈良県～熊本県	（略）	（略）	（略）
大分県	チクゴイズミ（※）・はるみずき	（略）	パン又は中華麺の製造用
	ミナミノカオリ		醸造用
宮崎県・鹿児島県	（略）	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　栃木県において生産されたタマイズミのうち、小山市、下野市

二～四　（略）

別表第二　二条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道～高知県	（略）	（略）
福岡県	くすもち二条～はるしずく（削る）	（略）（削る）
佐賀県～鹿児島県	（略）	（略）

別表第三　六条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
岩手県～千葉県（削る）	（略）（削る）	（略）（削る）
新潟県～長野県	（略）	（略）
岐阜県	ファイバースノウ	麦茶の製造用
	カシマゴール～ミノリムギ	（略）
静岡県・愛知県	（略）	（略）
三重県	ファイバースノウ	麦茶の製造用
滋賀県～大分県	（略）	（略）

備考　（略）

及び下都賀郡野木町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。

三～五　（略）

別表第二　二条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
北海道～高知県	（略）	（略）
福岡県	くすもち二条～はるしずく ほうしゅん	（略） 麦茶の製造用以外のもの
佐賀県～鹿児島県	（略）	（略）

別表第三　六条大麦

生産地の属する都道府県	銘柄	用途
岩手県～千葉県	（略）	（略）
神奈川県	カシマゴール	麦茶の製造用
新潟県～長野県	（略）	（略）
岐阜県	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
	カシマゴール～ミノリムギ	（略）
静岡県・愛知県	（略）	（略）
三重県	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
滋賀県～大分県	（略）	（略）

備考　（略）

別表第四～別表第十　（略） 定義　（略）	
	別表第四～別表第十　（略） 定義　（略）

附　則

1　この告示は、令和八年四月三十日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十八年農林水産省告示第千百十号の規定は、令和八年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金から適用するものとし、令和七年産以前の麦に係る当該交付金については、なお従前の例による。